

岸和田市農業委員会
第16回（令和6年10月）総会議事録

1 日 時 令和6年10月7日（月） 午後1時30分～午後2時

2 場 所 岸和田市職員会館 2階 大会議室

3 議案（その1）

議案第1号 岸和田農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分数1号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分数2号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 出席委員 13 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

原 世志之委員

7 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第16回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内13名、推進委員12名の内11名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

10番 谷藤 栄一委員、12番 今本 一成委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「岸和田農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1)1ページをお願いいたします。

本件は、岸和田農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、岸和田市長から本委員会に意見を求めたもので、1ページの一覧表のとおり1件でございます。計画変更の理由は病院の駐車場を建設するためでございます。

これについて大阪府環境農林水産部の「農業振興地域の整備並びに運用管理に関する事務取扱要領」に定める要件を満たすものと認め、農用地区域から除外するものでございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、意義ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第1号1番の内、土生郷地区の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長
それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第1号1番の内、土生郷地区の農地について、審議の結果を報告いたします。

中央・土生郷地区協議会会長
本件に関しまして、さる10月1日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。以上でございます。

議長
続いて、議案第1号1番の内、有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会会長
それでは、有真香地区協議会における議案第1号1番の内、有真香地区の農地について、審議の結果を報告いたします。

有真香地区協議会会長
本件に関しまして、さる10月1日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。以上でございます。

議長
各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員
なし

議長
質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号について原案のとおり意義ないものとして答申することに決しましてご異議ございませんか。

委員
異議なし

議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり答申することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局
上程されました議案第2号につきましてご説明いたします。

事務局
議案書（その1）2ページをお願いいたします。本件は、一覧表のとおり農地法第3条の規定による農地の所有権移転が2件でございます。

事務局
2番につきましては、社会福祉法人が、入所者の体験・実習農場として利用するものとなっております。

事務局
事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。
只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 2 号 1 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 10 月 4 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 2 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第 2 号 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 10 月 3 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 2 号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 3 号についてご説明致します。
議案書（その 1）3 ページをお願い致します。
本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は 3 ページ・4 ページの一覧表のとおり 2 件でございます。

1 番の設定する利用権は賃借権、2 番の設定する利用権は使用貸借権で、期間はどちらも告示日から3年間でございます。

事前に行われた（有真香）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。議案第3号1番・2番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番・2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる10月1日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 有真香地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第4号についてご説明致します。

議案書（その1）5ページをお願い致します。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、一般社団法人大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、5ページの一覧表のとおり1件で、設定する利用権は賃借権で期間は令和6年12月11日から令和16年12月31日まででございます。

事務局 事前に行われた（東葛城・山滝）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 4 号 1 番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告、願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 4 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 10 月 2 日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 東葛城・山滝地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 4 号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）6 ページをお願いいたします。

本件は、農地法第 5 条の規定による許可申請で、賃借人である法人が、一覧表のとおり申請地を賃借し、送電線路工事に伴う地質調査による一時転用で、農地区分については、第 3 種農地と判断しております。

期間については許可日から令和 6 年 11 月 30 日までとなっております。

事務局 これらの件につきまして、事前に行われた（山直上）地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、一時利用計画書や残高証明書等所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

 議案第5号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第5号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる10月4日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり、許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第5号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第6号についてご説明致します。

 議案書（その1）7ページをお願い致します。

 本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、7ページから8ページの一覧表のとおり11件でございます。

事務局 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第 6 号 1 番から 4 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 6 号 1 番から 4 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 10 月 1 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 5 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 6 号 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 10 月 1 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 6 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 6 号 6 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 10 月 3 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 7 番・8 番及び 11 番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 6 号 7 番・8 番及び 11 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 10 月 2 日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 9 番・10 番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 6 号 9 番・10 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 10 月 3 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 6 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり証明するものとして決しました。

次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その 2）報告第 1 号についてご説明致します。

議案書（その 2）1 ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第 19 条により、専決処分を行なった内容で、令和 6 年 8 月 21 日から令和 6 年 9 月 20 日までの報告となります。

2 ページをお願いします。専決処分第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3 ページの一覧表のとおり、8 月 21 日から 8 月 31 日までに届出があり、令和 6 年 9 月 5 日に専決処分を行なった内容が 2 件です。4 ページの一覧表のとおり、9 月 1 日から 9 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 9 月 17 日に専決処分を行なった内容が 2 件です。5 ページの一覧表のとおり、9 月 11 日から 9 月 20 日までに届出がなされ、令和 6 年 9 月 25 日に専決処分を行なった内容が 2 件です。

次に６ページをお願いします。専決処分第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について」は、農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、７ページの一覧表のとおり、９月１日から９月１０日までに届出がなされ、令和６年９月１７日に専決処分を行なった所有権移転が１件、９月１１日から９月２０日までに届出がなされ、令和６年９月２５日に専決処分を行なった所有権移転が１件でございます。

以上、専決処分報告第１号から第２号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。 以上でございます。

議長	報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。
委員	なし
議長	質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。
議長	以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。
委員	なし
議長	特段ないようですので、これで第１６回総会の議事を終了いたします。

令和６年１０月７日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 谷 藤 栄 一

委 員 今 本 一 成